

令和5年度 八代市の保育所等入所案内

八代市こども未来課 保育係 ☎0965-33-8721



Mail: kodomo@city.yatsushiro.lg.jp

HP: <http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>



八代市ホームページ
はこちら。



目次

1. 保育所等とは・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2. 保育所等の利用申請ができる方とは・P1
3. 令和5年度入所の申請スケジュール・P2
4. 入所申請から決定までの流れ・・・・・・・・P3
5. ならし保育について・・・・・・・・・・・・P5
6. 入所後の届出・・・・・・・・・・・・・・P6
7. 利用者負担額(保育料について)・・・・P7

1. 保育所等とは

- ・保育所とは、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭で児童を保育できない場合に、0～5歳の児童をお預かりして保育を行う施設です。

認可保育所	施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設
地域型保育事業所	0～2歳の子どもを少人数で預かる施設

※ 認可外保育所をご希望の場合は直接施設へ申し込んでください。

2. 保育所等の利用申込みができる方は

市内に住所がある方で、保護者のいずれもが次の「保育の必要性事由」にあてはまる必要があります。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
① 就労	労働することを常態としている（月 48 時間以上）	就労を継続している期間
② 妊娠・出産	妊娠中や産後	出産予定日をはさんで、産前産後 2 か月、計 5 か月間 ※多胎妊娠の場合は、産前 4 か月、産後 2 か月
③ 育児	入所児以外の 1 歳未満の児童を育児中である	生後 1 年間
④ 育児休業	入所児以外の児童の育児休業期間である	育児休業取得期間
⑤ 就学	学校または職業訓練学校に在学中（月 48 時間以上）	就学期間
⑥ 障がい・疾病	心身に障害がある、または疾病、負傷している	診断書等の内容による
⑦ 介護・看護	同居家族を常時介護、または看護している	診断書等の内容による
⑧ 求職活動	求職活動を継続的に行っている	3 か月間（※ 1）
⑨ その他	①～⑧に類する状況で家庭で児童を保育することができない場合	

（※ 1）「求職活動」の場合は、入所後 3 か月以内に「求職活動」以外の事由がなければ、退所となります。



3. 令和5年度 入所の申請スケジュール

(1) 令和5年度 4月入所 1次選考受付

1次選考受付期間	令和4年11月 7日(月)～12月 2日(金)
マイナポータルによる申請の場合	11月25日(金)までに入力を完了してください。 24時間、土日祝日も申請可能です。
窓口申請の場合	12月 2日(金) 17時15分までに提出 ※郵送の場合は、消印有効 受付時間 平日の8:30～17:15(土日祝日不可) 木曜のみ19:00まで 受付場所 こども未来課(八代市役所2階)、各支所、各保育所

※八代市外の保育所等を希望する場合は、電子申請ではなく窓口にて申請手続きをしてください。

・広域入所について

	受付窓口
八代市外の保育所等に申し込む場合	八代市 こども未来課
八代市外にお住まいの方で八代市内の保育所等に申し込む場合	現在お住まいの自治体窓口

※八代市での申込期限は、申込月の前月15日までとなりますが、お住まいの自治体により入所受付期間、必要な書類が異なりますのでお早めにご相談ください。

(2) 令和5年度 4月入所 2次選考受付

2次選考受付期間	令和4年12月 5日(月)～令和5年 1月27日(金)
----------	-----------------------------

※2次申込みは、窓口申請のみになります。

上記期限後も、転入、出産、入院等やむを得ない場合は、随時申請を受け付けます。

(3) 令和5年度 5月からの申込み受付期間(土日、祝日、年末年始は除く)

※入所希望月の2か月前から申請できます。

締め切りは、前月の15日まで(15日が、土日祝日の場合は、翌開庁日)

入所月	受付開始	最終締切日	入所月	受付開始	最終締切日
5月	R5.4.3	R5.4.17	10月	R5. 8.1	R5. 9.15
6月	R5.4.3	R5.5.15	11月	R5. 9.1	R5.10.16
7月	R5.5.1	R5.6.15	12月	R5.10.1	R5.11.15
8月	R5.6.1	R5.7.18	1月	R5.11.1	R5.12.15
9月	R5.7.1	R5.8.15	2・3月	R5.11.1	R6. 1.15

(4) 結果のお知らせ

・スケジュール（結果のお知らせ時期の目安）

入所希望月	申込み時期	結果通知の送付
令和5年4月	11月7日～12月2日(1次申込み)	令和5年2月下旬
	12月5日～1月27日(2次申込み)	令和5年3月上旬
令和5年5月以降	4月以降	入所希望月の前月の下旬

4. 入所申込みから決定までの流れ

① 入所申込み

☆マイナポータルによる電子申請

- (1) 必要な情報を画面に入力（入所申込み児童1人ずつ）
※ (2)～(5)の添付書類はファイルにて添付、又は郵送
- (2) 保育の必要性の事由を証明する書類（雇用証明書等）
- (3) 保護者全員のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- (4) 申込み保護者の本人確認書類（運転免許証等）の顔写真付きの場合は、1点で可
その他（保険証等）の場合は、2点必要
- (5) その他の必要書類（転入前の申込みの場合は、転入確約書などが必要です。）



電子申請（マイナポータル）
はこちらから



☆窓口申請

- (1) 保育所等入所申込書兼特定教育・保育給付認定申請書（入所申込み児童1人につき1枚）
- (2) 保育の必要性の事由を証明する書類（雇用証明書等）
- (3) 保護者全員のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- (4) 申込み保護者の本人確認書類（運転免許証等）の顔写真付きの場合は、1点で可
その他（保険証等）の場合は、2点必要
- (5) その他の必要書類（転入前の申込みの場合は、転入確約書などが必要です。）

保育を必要とする理由	提出書類 1	提出書類 2
就労	●「雇用（雇用予定）証明書」	
	●自営業証明書（保護者が自営業主の場合） ※保護者が自営業の専従者の場合は事業主からの雇用証明書を提出してください。	確定申告書の写し 開業届、事業開始届 いずれか1つ
妊娠出産	●「母子手帳の写し」 ※表紙（母の氏名記入有）と出産予定日がわかるようコピーしてください。	
育児・育児休業	●「雇用証明書（育児休業取得の場合）」 育児休業期間が記載されたもの	
就学	●「在学証明書」や学生証の写し ※就学期間がわかる書類	
障がい・疾病	●診断書又は障がい者手帳等のコピー ※保育できない理由や必要な療育期間を記入してもらってください。 ※身体障害者手帳の場合は、4級以上等、障がいの程度によって認定します。	保育所等の入所に関する申告書
介護・看護	●「介護保険被保険者証」又は「介護・看護が必要とわかる医師の診断書」 ※同居の親族に常時介護が必要で、介護等に要する時間がわかるものを提出してください。	
求職活動	特になし。 ※入所3か月後以内に「求職活動」以外の事由がなければ退所となります。	
その他	災害や虐待等、状況に合わせた書類の提出が必要となります。	

○認定区分について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（新制度移行園に限る）を利用される方は、申請にあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。申請の内容に応じて次のいずれかを認定します。

◆1号認定（教育認定）

満3以上で、幼稚園等の教育施設を希望される場合

利用可能施設：幼稚園（新制度移行園）・認定こども園（教育部門）

◆2号認定（保育認定）

満3歳以上で「保育の必要性事由」に該当し、保育施設を希望される場合

利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）

◆3号認定（保育認定）

満3歳以上で、「保育の必要性事由」に該当し、保育士施設を希望される場合

利用可能施設：保育所・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所

②入所決定

・教育・保育給付認定や入所申込みの内容をもとに、市が保育の必要性等を判断し入所を決定します。

☆結果のお知らせ（1次申込みの場合）

入所できる場合	2月下旬に決定通知送付
入所できない場合	① 希望の保育所等に入所できない場合、1月中に保護者に電話連絡し、他の空きがある保育所等をお伝えし、協議します。 ② そのまま空き待ちを希望される場合は、「入所保留通知書」を送付します。



【保育必要量】（保育所等の基本利用時間）

- ・教育・保育給付認定では、保護者の就労時間や「保育の必要性事由」により、保育所等の基本利用時間となる「保育必要量」も決定し、お知らせします。保育必要量には2つの区分があります。

保育標準時間	保育所等が設定する1日の利用時間帯の中で最大11時間の利用が可能	月の就労時間が120時間以上の方、「妊娠・出産」の事由の方など
保育短時間	保育所等が設定する1日の利用時間帯の中で最大8時間の利用が可能	月の就労時間が120時間未満の方、「求職活動」「育児休業」事由の方など

※ 利用時間帯は、施設により異なります。一覧表「保育可能時間」参照。

5. ならし保育について

初めて保育所等に入所する児童については、保育所等に無理になじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「ならし保育」が行われます。ならし保育は、入所決定後の利用開始月から概ね2週間程度です。この期間中は、早めのお迎えが必要となりますのでご注意ください。

なお、ならし保育の期間も保育に含まれるので月額保育料に変更はありません。

☆八代市では、職場復帰前にならし保育期間が終わるよう入所希望月を設定しています。

育休復帰日が、1日～15日の場合	入所希望日を、育休終了月の前月1日から設定できます。
育休復帰日が、16日～末日の場合	入所希望日は、育休終了月の1日からとなります。

6. 入所後の届出

保育所等に入所後に保育が必要な事由、勤務先等の変更がある場合は、改めて雇用証明書などの書類の提出が必要です。

必ず保育所等又は八代市こども未来課に申し出てください。

八代市 公私立保育園・認定こども園一覧表

R4.9.1現在

校区	区分	施設名	定員	TEL	入所 受入 (目安)	保育可能時間（詳細は各保育園へ確認ください）				一時 保育	送迎 ※
						標準時間		短時間			
						月～金	延長※	月～金	土曜日 (開所時間)		
代陽	私	白鷺	80	35-1820	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	9:00～17:00	月～金と同じ		
	私	つるまる	140	34-1003	4ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:30～16:30	月～金と同じ		
	認こ	聖愛	60	32-3303	6ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
八代	私	ゆかり乳児	70	35-3093	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	パール	80	35-5782	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ		
	私	ひかり夜間	20	33-5390	6ヶ月	11:00～22:00	25:00	13:00～21:00	月～金と同じ	○	
	認こ	八代ひかり	255	33-5391	2ヶ月	6:30～17:30	20:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
太田郷	公	太田郷ひびき	60	32-3374	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	くおん	90	32-3051	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ		
	私	夕葉	70	32-7746	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	私	からたち	40	33-3722	6ヶ月	7:00～18:00	18:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	たから	100	33-5502	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
植柳	私	八代ひまわり	90	34-7008	5ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	いずみ	90	32-6067	2ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
麦島	私	やすらぎ	60	33-3538	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	キューピー	50	33-3395	3ヶ月	7:00～18:00	18:30	9:00～17:00	月～金と同じ		
	私	八代白梅	60	34-4501	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
松高	私	杉の実	100	33-5503	4ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	しらぬい	120	34-1002	産休明け	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ		
	私	八代双葉	90	32-3279	4ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
八千把	認こ	八千把	195	35-7725	4ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	わかみや	90	35-3115	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	私	海士江	140	33-0343	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ		
	私	わらび	140	35-6388	4ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	私	わかあゆ	50	35-1000	2ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
高田	公	高田あけぼの	60	32-3923	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	高田東部	120	32-4690	2ヶ月	7:30～18:30	19:00	9:00～17:00	月～金と同じ	○	
	私	八代つくし	130	34-5308	8週以上	7:00～18:00	19:00	9:00～17:00	月～金と同じ	○	
金剛	公	金剛みどり	60	32-5380	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	認こ	ひので	165	35-9501	2ヶ月	7:30～18:30	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	○
	私	あげまち	90	35-6666	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
郡築	公	郡築しおかぜ	70	37-0426	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	白島ぎんが	45	37-0202	5ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ		
昭和	私	昭和	50	37-2393	2ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
宮地	公	宮地さくら	45	32-3470	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	パンビ	70	34-3514	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	私	かわたけ	60	33-8686	3ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
日奈久	私	みずほ	70	38-0462	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	○
	私	天真	50	38-0505	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	○
二見	私	二見中央	40	38-9420	2ヶ月	7:00～18:00	19:30	8:30～16:30	月～金と同じ	○	○
	私	光嶺	40	38-9032	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	○
坂本	私	あさひ森の	50	45-8736	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	9:00～17:00	月～金と同じ	○	○
	私	真愛	20	45-8809	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	9:00～17:00	月～金と同じ	○	○
千丁	公	千丁みどり	120	46-0088	5ヶ月	7:30～18:30	19:00	8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	和晃	60	46-2638	3ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:00～16:00	月～金と同じ		
	認こ	あけぼの	115	46-0126	5ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
鏡	公	鏡	120	52-0453	5ヶ月	7:30～18:30	19:00	8:30～16:30	7:30～12:30		
	公	鏡第二	45	52-1267	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
	私	若葉	70	52-1398	3ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:00～16:00	閉所		
	私	文政	115	52-1055	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	鏡しらぬい	55	37-8188	3ヶ月	7:30～18:30	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	私	有佐	80	52-0508	2ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
東陽	私	文政第二	60	53-9454	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:30～16:30	月～金と同じ	○	
	私	北新地海音	60	53-9426	3ヶ月	7:00～18:00	19:00	8:00～16:00	月～金と同じ		
	公	河俣	25	65-2267	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		
泉	私	太陽	40	65-2214	3ヶ月	7:00～18:00	18:30	8:00～16:00	月～金と同じ	○	
	公	下岳	45	67-2527	5ヶ月	7:30～18:30		8:30～16:30	7:30～12:30		

☆保育所・認定こども園以外の教育・保育施設

令和4年9月1日現在

★★ 地域型保育事業所（3歳未満）★★

施設名	所在地	定員	電話番号(FAX)
ありんこ園（小規模保育A）	866-0802 八代市妙見町2377-3	12	30-0701(30-0702)
リス託児所（小規模保育A）	866-0005 八代市郡築八番町45-4	18	37-0303(37-2810)
八代病院 プチとまと（事業所内保育）	866-0024 八代市郡築一番町179	8	37-3030(37-1785)

※保育料は市が定めた金額

★★ 公立幼稚園 ★★

施設名	所在地	定員	電話番号(FAX)
代陽幼稚園	866-0863 八代市西松江城町2-41	80	32-2455(32-2455)
太田郷幼稚園	866-0824 八代市上日置町2161	80	32-2361(32-2361)
植柳幼稚園	866-0081 八代市植柳上町340	80	32-3709(32-3709)
麦島幼稚園	866-0055 八代市迎町1丁目16-1	80	32-3937(32-3937)
松高幼稚園	866-0885 八代市永碓町741	80	32-3257(32-3257)
千丁幼稚園	869-4703 八代市千丁町新牟田1340	80	46-2118(46-2118)

★★ 私立幼稚園 ★★

施設名	所在地	定員	電話番号(FAX)
松寿幼稚園（新制度移行園）	866-0005 八代市郡築八番町45-4	45	37-0303(37-2810)
八代白百合学園幼稚園	866-0825 八代市井上町727-1	120	33-2329(33-2337)

★★ 企業主導型保育事業所 ★★

【設置運営＝事業所 各事業所に勤務する職員、地域住民が対象】

施設名	所在地	定員	電話番号(FAX)
あすなる保育園	866-0876 八代市田中西町14号2番地	12	62-9123(62-9121)

※保育料は園が定めた金額

★★ 認可外保育施設 ★★

1 【設置運営＝個人・法人 誰でも利用できる保育施設】

保育所名	所在地	電話(FAX)	設置・管理者	事業開始	開所時間(延長時間含む)		保育料	提供するサービス		定員	保育従事者数(うち有資格者)
					平日	土曜		月極(年齢等で異なる)	一時預り		
ありんこ園(3歳以上)	866-0802 妙見町2377-3	30-0701(30-0702)	NPO法人 たら太の会 山下 順子	H13.4.1	7:00~19:00	7:00~16:00	32,000(無償化対応有)	3歳~6歳	3歳~6歳	20	5(4)
シルバー 愛ちゃん	866-0043 古城町1719-2	33-2711	公益社団法人 八代市シルバー人材センター 三次 智子	H26.4.7	9:00~17:00	9:00~17:00	要確認	1歳~就学前	1歳~就学前	11	5(1)
ゆずの木保育園	866-0892 古閑下町1759-7	32-1445	藤本 一寿子	H30.1	7:00~19:00	7:00~19:00	要確認	3ヶ月~6歳	4ヶ月~	20	5(4)

※保育料は園が定めた金額

2 【設置運営＝事業所 各事業所に勤務する職員が対象】

保育所名	所在地	定員	電話番号
敬仁病院 えくぼ保育園	866-0893 八代市海士江町2817	28	30-9800
熊本労災病院 ひまわり保育所	866-0826 八代市竹原町1670	15	33-7331

※保育内容等の詳細や、この一覧にない事項は各施設にご確認ください。

7.利用者負担額（保育料）

保育料は、市民税所得割額（父母の所得割額を合算した額）から算定します。

利用者負担額（保育料）については、保育料表のとおりです。

本市の利用者負担額（保育料）は国の基準よりも4割程度軽減して設定しています。

○3～5歳児クラス

- ・保育所、認定こども園、幼稚園の保育料は無料です。
- ・副食費（給食費）は実費負担が必要です。

ただし、次の場合は副食費が免除となります。

☆幼稚園・認定こども園の幼稚部の場合

市民税所得割額	免除対象
77,101円未満	在園児全員
77,101円以上	18歳以下の児童のうち3子目以降の児童

☆認可保育所、認定こども園の保育部の場合

市民税所得割額	免除対象
57,700円未満 (ひとり親等世帯(※1)の場合77,101円未満)	在園児全員
57,700円以上	18歳以下の児童のうち3子目以降の児童

○0～2歳児クラス

- ・市民税課税世帯は、市民税所得割額や児童の人数等に応じて保育料がかかります。
(副食費は保育料に含まれます。)
- ・市民税非課税世帯の保育料は無料です。

市民税所得割額	保育料
57,700円未満 (ひとり親等世帯の場合(※1)77,101円未満)	年齢にかかわらず、同一世帯の児童の2子目は半額、3子目以降からは無料 ☆ひとり親等世帯の場合、別途軽減あり
57,700円以上 (ひとり親等世帯の場合(※1)77,101円以上)	在園児の中で1子目は減額なし、2子目は半額、3子目以降は無料

※1ひとり親世帯もしくは、同居親族に障がい者手帳等を所有している者がいる世帯

☆父母の収入の合計が200万円以下の場合とひとり親世帯で収入が130万円以下の場合、同居の祖父母などのうち、家計の中心となる人1人分の課税内容を加算します。
 ☆保育料は、公私立保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所のいずれも市民税所得割課税額に応じた負担額となります。

☆保育料の改定は毎年9月に行われます。

令和4年度	令和5年度		令和6年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和3年1月～令和3年12月までの 市民税の課税状況から算定		令和4年1月～令和4年12月までの 市民税の課税状況から算定	



【お問い合わせ】

八代市 こども未来課 保育係

TEL：0965-33-8721

E-mail：kodomo@city.yatsushiro.lg.jp



○令和5年度 保育料表

八代市では、保育料を国の基準よりも4割程度軽減して設定しています。

※年収360万円未満相当の世帯については軽減が行われます。

◆公私立保育園、私立認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

階層区分		定 義	3歳未満児(月額)		3歳以上児(月額)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1		生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0
非市 課町 税村 世帯 民 帯 税	第2-1	市町村民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第2-2	市町村民税非課税世帯 (第1階層及び第2-1階層を除く)	0	0	0	0
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	第3-1	市町村民税均等割のみ 課税世帯	12,000	11,800	0	0
			(6,000)	(5,900)		
	第3-2	市町村民税所得割 48,600円未満	13,000	12,800	0	0
			(6,500)	(6,400)		
	第4-1	48,600円以上 72,800円未満	19,000	18,700	0	0
			(9,500)	(9,350)		
	第4-2	72,800円以上 97,000円未満	22,000	21,600	0	0
			(11,000)	(10,800)		
	第5-1	97,000円以上 133,000円未満	28,000	27,500	0	0
			(14,000)	(13,750)		
第5-2	133,000円以上 169,000円未満	31,000	30,500	0	0	
		(15,500)	(15,250)			
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	35,000	34,400	0	0	
		(17,500)	(17,200)			
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	36,000	35,400	0	0	
		(18,000)	(17,700)			
第7-1	301,000円以上 349,000円未満	38,000	37,400	0	0	
		(19,000)	(18,700)			
第7-2	349,000円以上 397,000円未満	40,000	39,300	0	0	
		(20,000)	(19,650)			
第8	397,000円以上	43,000	42,300	0	0	
		(21,500)	(21,150)			

上段:下表①の児童、下段:下表②の児童

(1) 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯の兄弟が幼稚園や認定こども園に入園している場合の保育所保育料の軽減

① 最も年齢の高い児童	軽減なし
② 2番目に年齢の高い児童	半額軽減
①及び②以外の児童	無料

(2) 生計を同一にする児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)が3人以上で、かつ第3子以降は年齢に関係なく無料。